

今年度の 主な取組

地域ぐるみで除雪への協力をお願いします

雪押し場として、公園を利用できるようにになりました

市では、きめ細やかな除排雪を行うため、地域住民・除雪業者・市がそれぞれの役割を担って除排雪を行う地域総合除雪体制を取っています。効率的な除排雪を行うために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

地域住民の協力が不可欠

市では、地域総合除雪体制として、複数の市民委員会ごとに分割した9地区に除雪業者が除雪センターを設置し、24時間体制で地区内の道路状況を把握しながら、地域特性に合わせた車道除雪・歩道除雪・排雪作業などを一括して実施しています。

平成26年度の除排雪事業費は約20億円。同27年度は約26億円を見込んでいます。毎年多くの費用が掛かる除排雪を、限られた予算の中で効率的に行うために、市内9地区の連絡協議会が除雪業者や市と連携するとともに、住民への協力を呼び掛けています。

市では、住民が一体となって雪の課題に取り組む地域への支援を行っており、除雪活動に取り組む

地域が増えていきます。

昨年度は主に次の地区が除排雪活動に取り組みました。

● 忠和地区除雪協力員

忠和地区市民委員会が主体となり、道路への雪出し・路上駐車禁止などのパトロールや啓発活動を定期的に実施。

● 永山第3地区市民委員会

地域の雪押し場の確保や道路への雪出し・路上駐車禁止の啓発合同パトロールを定期的に実施。

● 米原瑞穂地区市民委員会

地区内の農家から除雪用具を借り、有志による公道から家までの通路の除雪、納屋や物置等の雪下ろしを実施。

地域の除雪活動を支援

町内会や市民委員会、ボランティア団体が地域の除雪支援を行う



地域除雪活動に取り組む永山第3地区市民委員会

場合は、小型除雪機や移動式小型融雪機、運転手付きでダンプロラック・タイヤショベルを貸し出します。

◎

冬の安全な生活のためには、地域全体で除雪に取り組むことが必要です。市ではこれからも、地域の除雪活動について様々な支援を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

【詳細】土木事業所

☎ 36・2244

公園を 雪押し場に

雪の堆積場が不足していることから、今年度から新たに公園を雪押し場に利用できるようになりました。

使用対象 町内会や市民委員会等（個人での使用は不可）

使用公園 雪押しスペースがある街区公園などの小さな公園

※使用者（町内会等）と市（公園管理者）が覚書を締結した上で利用可能になります。

搬入できる雪 日常生活で支障となる道路の雪

搬入用具 家庭用の除雪用具（除雪機の使用は不可）

※地域住民への周知やパトロール、春先の融雪や清掃などのルールを守って使用する必要があります。

【詳細】公園みどり課

☎ 25・9705

川や堤防へ雪を捨てないで！

川や堤防に雪を捨てると、川が雪でふさがったり、堤防が破損したりして、住宅の浸水や人命に関わる事故になるおそれがあります。危険なので、絶対にやめましょう。なお、消流雪用水導入事業として基北川への投雪は可能です。

【詳細】旭川河川事務所（☎48・2131）、上川総合振興局事業課（☎26・4461）、土木事業所（☎36・2244）



落雪事故を防ぐために

毎年、屋根からの落雪で、通行が妨げられたり、歩行者がけがをしたりする事故が起きています。



次のことに注意しましょう。

- 道路に屋根の雪が落ちるような建物には、丈夫な雪止めを付けるなどして、落雪を防止しましょう
- 屋根の雪は、気温がマイナス3℃～プラス3℃ぐらいのときに落ちやすくなります。早めに雪下ろしをしましょう
- ビルの屋上や壁、窓枠、看板等からの落雪は、わずかな量でも危険です。付着した雪や氷等は、小まめに取り除きましょう
- 出入口や非常口などは常に除雪し、災害発生時の避難の支障にならないようにしましょう
- 通行に支障がないように、道路に落ちた雪は速やかに取り除きましょう
- 空き家や倉庫などは、巡回して常に屋根の状態に注意し、適切な補強や雪下ろしをしましょう

【詳細】建築指導課（☎25・8597）、土木管理課（☎25・5375）



タイヤショベルの貸出しを行っています



家庭用スノーダンプなどで公園内に雪を入れることができるようになりました

除雪作業にご協力ください

除雪作業の基準や方法は、道路の種類によって異なります。

除雪車の出動基準

- 幹線道路**（交通量が多く、都市活動を支えている道路）では、朝までの積雪量が10cm以上になると予想されたときに出動
- 生活道路**（住宅地の道路）では、朝までの積雪量が15cm以上



になると予想されたときに出動

除雪方法 左下の図のとおり
※いずれの道路も、道路脇や交差点にかき分けた雪の山ができるため、道路幅が狭くなります。

◎

かき分けた雪が住宅前に残りますが、各自で処理をお願いします。また、道路への雪出しや路上駐車をしらないなどのルールを守りましょう。

なお、下水道のマンホールの上は、圧雪された路面よりもくぼんだ状態になるので、ご注意ください。

【詳細】土木事業所

☎36・2244